

明日からの仕事に即役立つ！

債権執行

制度と手続研修会

預貯金口座や給料などなどを差し押さえる債権執行のお仕事は法律事務所の事務職員が比較的関わる人が多い業務ではないでしょうか？もしかすると、明日、債権執行申立ての指示が先生からあるかも知れません。特に手続については書式が変更になっていたり、銀行のヴァーチャル支店の口座への差押えといった新しい概念が登場したりと、久しぶりに債権執行するよ～という場合には戸惑うことがあるかも！？しっかり勉強しておきましょう！

法律事務所
事務職員研修

- ・債権執行の制度
- ・債権執行の手続



日時

平成30年2月23日（金）18：30～

※研修会後に講師も交えた懇親会も予定しております。20：30 頃～・参加費は3,000 円程度（飲食代実費）です。是非、ご参加下さい！

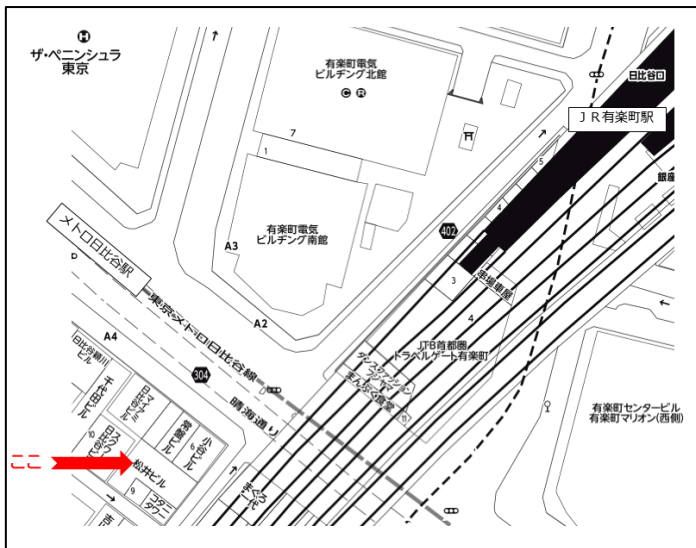
会場

旬報法律事務所9階会議室

東京都千代田区有楽町一丁目6番8号 松井ビル9階（下記地図をご参照ください）

講師

三浦 敦 さん（旬報法律事務所事務職員）



参加費（資料代）

法会労組員 無 料

その他の方 500円

主催：法律会計特許一般労働組合
中部ブロック・旬報分会・京橋すきや分会

【お問い合わせ先】
日比谷シティ法律事務所
事務局 根本（TEL:03-3580-5460）
メール:jimukyoku@hibiya-law.jp
旬報法律事務所
事務局 三浦（TEL:03-3580-5311）

参加申込書

（FAX:03-3580-5465・メール:jimukyoku@hibiya-law.jp）

『債権執行の制度と手続研修会』に参加します。

講座の後の懇親会に 参加 ・ 都合が合えば参加 ・ 不参加（いずれかに○をお願いします。）

お名前 _____（ _____ 法律事務所）

（連絡先:TEL・メールなど _____）